

R5住宅 西須賀町団地 徳・西須賀 4号棟外壁・屋根改修工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
共-01	營繕工事共通仕様書1	A-10	矩計図(2)
共-02	營繕工事共通仕様書2	A-11	階段北面・南面展開図
共-03	營繕工事共通仕様書3	A-12	吹抜北面・南面展開図
A-01	改修特記仕様書(1)	A-13	吹抜南面・北面展開図
A-02	改修特記仕様書(2)	A-14	吹抜東面・西面展開図
A-03	配置図・付近見取図	A-15	1階・2階天井伏図
A-04	1階・2階平面図	A-16	3階・4階天井伏図
A-05	3階・4階平面図	A-17	1階～4階床伏図
A-06	屋根伏図	A-18	建具配置図・建具リスト
A-07	南・東立面図	A-19	階段室屋根詳細図
A-08	北・西立面図	A-20	取替バルコニー手摺・窓用手摺詳細図(参考図)
A-09	矩計図(1)		

課長	室長	副課長	課長補佐	課員	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項					
一 般 共 通 事 項	I. 工事概要	R 5 住宅 西須賀町団地 徳・西須賀 4号棟外壁・屋根改修工事	7. 下請負人の選定 8. 施工体制台帳及び施工体系図 9. 電気保安技術者等 10. 施工中の安全確保 11. 交通安全管理 12. 発生材の処理等	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p> <p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならぬ。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事の資格を有する者とする。</p> <p>◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設施設を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならぬ。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装着付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>	<p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「營繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を本当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</p> <p>◎発生材の処理等 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い実行すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4)建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5)解体前に、照明器具、変圧器及び遮光コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査票を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p>								
	1. 工事名称	徳島県徳島市西須賀町東開		7. 下請負人の選定									
	2. 工事場所	西須賀町団地 徳・西須賀 4号棟外壁・屋根改修工事		8. 施工体制台帳及び施工体系図									
	3. 建物概要	建物名称 西須賀町団地 4号棟 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上4階建て 敷地面積 752.48 (m2) 延床面積 752.48 (m2) 消防法施行令別表第1の区分		9. 電気保安技術者等									
	4. 工事種目	種目 工事概要 建築一式工事 外壁改修工事一式 防水工事一式 屋上防水改修工事一式		10. 施工中の安全確保									
	5. 工期	契約日翌日から令和6年3月8日までとする。		11. 交通安全管理									
	5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特別措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特別措置の対象工事である。		12. 発生材の処理等									
	II. 営繕工事共通仕様書												
	項目	特記事項											
	1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標準」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標準」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・木造建築工事標準仕様書 ・建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 ・建築工事標準詳細図 ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針（令和4年版） ③電気設備工事監理指針（令和4年版） ④機械設備工事監理指針（令和4年版）											
	2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④図面 ⑤公共建築工事標準仕様書											
	3. 工事実績データの登録	(1)受注者は、請負代額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a)受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c)しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d)訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。											
	4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。											
	5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。											
	6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。											

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
一 章 一 般 共 通 事 項								
	◎資源の有効利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事を完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。		◎県内産資材の原則使用 (1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることを別に施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。		16. 建設機械等 ◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査、説明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査認証により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。			
	13. 材料・製品等 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上（もの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならぬ。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。		◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」とい）。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別々を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。		◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りではない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。			
	14. 化学物質を発散する建築材料等 ◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。		◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。		17. 遠隔臨場の試行 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。			
	15. 施工 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその説明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はASの材料で、JIS又はASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。		◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。		18. 工事看板等 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徵稅吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。			
	16. 設計変更箇所確認 ◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。		◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。		20. 設計変更箇所確認 ◎次回に於ける中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。			
	17. 困難事項等 ◎県産木材の原則使用 (1)受注者は、工事目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。		◎設計図書に記載された所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジエチル及びフタル酸ジエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		21. 工事検査及び技術検査 ◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。			
	18. 工事看板等 ◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。		◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。		22. 中間検査 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は住宅課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。			
	19. 仮設トイレ ◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。		◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。		23. 基礎杭工事等 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。			
	20. 設計変更箇所確認 ◎次回に於ける中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。		◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。		24. 基礎杭工事等 ◎中間検査の実施時期は、該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。			
	21. 工事検査及び技術検査 ◎次回に於ける中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。		◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。		25. 基礎杭工事等 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。			
	22. 中間検査 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		26. その他 ◎低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。			
	23. 基礎杭工事等 ◎中間検査の実施時期は、該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。		◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。		27. その他 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。			
	24. 中間検査 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		28. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。			
	25. 基礎杭工事等 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		29. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。			
	26. その他 ◎低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		30. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。			
	27. その他 ◎中間検査の実施時期は、該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		31. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。			
	28. その他 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		32. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。			
	29. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		33. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。			
	30. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		34. その他 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。	</td		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項								
一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工図（製本2部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） 工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部） 使用材料一覧表（3部（うち2部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） 保全に関する資料 <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオーディオ形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>サイズ</td> </tr> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p>	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ						
区分	サイズ															
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ															
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ															
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ															
	23. デジタル工事写真的小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真的小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真的小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。														
	24. 火災保険	◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものと含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 <ul style="list-style-type: none">杭及び基礎工事コンクリート躯体工事屋外付帯工事その他寒状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負額相当額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。														
	25. 公共事業労務費調査	◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力をわなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。														
	26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除	(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除策を講じたにもかかわらず、工期内に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期内に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。														

項目		特記事項		項目		特記事項		
III. 改修工事特記仕様書								
1章 改修一般共通事項		特記事項						
1. 施工条件	施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。							
2. 重要備品等	○工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）							
3. 施工調査	○調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。							
4. 交通誘導警備員	○交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に5日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行いう場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられない）。 ・警備員は、延5人（昼5人、夜0人、うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ提出しなければならない。							
5. 産業廃棄物の処理	○産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 (注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。							
(処理単価：税抜き)								
種類	コンクリート（無筋）	コンクリート（有筋）	アスファルト					
会社名	旭鉄石㈱ ☆優良認定業者	—	—					
所在地	徳島市藍谷町枇杷の久保13-4	—	—					
処分地	徳島市沖洲I丁目17-3, 20	—	—					
運搬距離	6.1km	—	—					
処分費	1,200円/t	—	—					
備考	—	—	—					
※△内に記載された建物について、㈱明和クリーンでの処分の場合、1m ³ 未満でも下記処分費が必要。								
種類	金属（処分）	ガラス	木材					
会社名	㈱旭金属 ☆優良認定業者	—	南島島興産 ☆優良認定業者					
所在地	徳島市東沖洲I丁目12	—	徳島市津田海岸町2番90号					
処分地	徳島市東沖洲I丁目12	—	徳島市津田海岸町2番90号					
運搬距離	9.9km	—	5.5km					
処分費	0円/t	—	10,000円/t					
備考	—	—	—					
※△内に記載された建物について、㈱明和クリーンでの処分の場合、1m ³ 未満でも下記処分費が必要。								
種類	廃 ブ ラ	石膏ボード	アスベスト含有建材					
会社名	(株) 徳島県環境整備公社(徳島東部)	㈱オオタ ☆優良認定業者	㈱明和クリーン					
所在地	板野郡松茂町寺久字朝日野5番地の地先	徳島市西新浜町2丁目22番地	三好市山城町寺野字大休場956					
処分地	板野郡松茂町寺久字朝日野5番地の地先	徳島市論田町新開66番地91	4.5km	91.7km				
運搬距離	17.5km	—	36,000円/m ³					
処分費	35,000円/t	20,000円/t	—					
備考	—	—	廃石等処理費60,000円/m ³					
上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場は徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。 ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 ◎他工事との取り合い区分								
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他			
梁、壁、床スリーブ入れ	○	○	○	○	○			
同上穴埋修	○	○	○	○	○			
スリーブ開口補強(鉄筋)	○							
同上(リングプレン等)	○							
床、天井点検口	○							
設備機器天井開口墨出	○	○	○					
同上切込み及開口補強	○							
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め		○						
縫緞(6.1まで)	○							
盤、便器等の箱入れ	○	○	○	○				
同上補強	○							
給排水ガラリ取り付け	○							
空調機器類の基礎工事	○							
◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。								
7. 技能士の適用								
◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり網、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。								
◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場巻き用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。								
◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：シート及びビニールにて養生）								
◎監督員事務所は（設ける（面積 m ² 程度）・設けない）								
◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。								
◎既存用水利用（出来る・出来ない）、用水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。								
◎同用地は、（図示の場所に・用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。								
◎受注者は、漏電による事故を防止するため、高圧水洗を行う前に調査を行い、漏電が予想される箇所に、必要に応じて養生等を行わなければならない。								
◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図面に定められた施工方法によることが不適な場合は監督員と協議すること。								
◎降雨等に対する養生方法は、（上屋シート養生・下階天井養生・その他（ ））とする。								
◎仕上げ塗料（ ） 使用量（ ）								
</								

項目	特記事項					項目	特記事項					項目	特記事項				
	区分	S-F2	S-M2														
下地処理		標準9.4.4(a)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り					◎当工事の積算上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。						◎既設鋼製ペランダ手摺を撤去処分する。(平面図・立面図参照)				
平場接着法		接着剤塗布	固定金具				◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)					・手摺撤去後の埋設鉄部は錆止め塗装を行う。					
断熱材(断熱工法)							◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること、また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。					・撤去跡樹脂モルタルにて補修する。					
増 張	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート施工後成形役物張付け					◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。					◎改修用アルミ手摺を新設する。(手摺詳細図参照)					
	ルーフドレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部						◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること、また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。					・アルミ手摺 表面処理B-1種					
	平場	縦横40mm以上					◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁					・ステンレス接着アンカーM8・M12のアンカー引抜き試験を行う。					
	立上りと平場	40mm以上										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
	接合部	熱融着又は溶剤溶着										・撤去期間中は仮手摺を設置する。					
重 部	接合端部	紐状又は液状シール										◎既設鋼製格子を撤去処分する。(平面図・立面図参照)					
	立上り・立下り部 の末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。										・手摺撤去後の埋設鉄部は錆止め塗装を行う。					
7. 塗膜防水		◎特記仕様書、改標仕様以外は、主材料製造所の仕様による。										・撤去跡樹脂モルタルにて補修する。					
		◎脱気装置の仕様: ステンレス製脱気筒 4ヶ所										◎改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
		◎工法: L4X 種別: X-2 ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。										・アルミ手摺 表面処理B-1種					
8. シーリング		◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。										・ステンレス接着アンカーM10のアンカー引抜き試験を行う。					
		◎特記仕様書、改標仕様以外は、主材料製造所の仕様による。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
9. 壁面		◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。										・撤去跡樹脂モルタルにて補修する。					
		◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。										◎改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
		◎監督員に、シーリング材的有效期限が切れていいことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上げ材等を((行つ)・行わない)。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。 ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書があり場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。										・アルミ手摺 表面処理B-1種					
10. 防水保証		◎種類及び施工箇所										・ステンレス接着アンカーM10のアンカー引抜き試験を行う。					
		記号 記号 施工箇所 施工箇所 工法 寸法 接着試験										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
4章 屋根改修工事		◎壁面(エルボ)の材種: 硬質ポリ塩化ビニル管 VPφ65										・撤去跡樹脂モルタルにて補修する。					
		◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による (3・5・7・⑩)年間の防水工事性能保証書を提出すること。										◎改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
2. 粘土瓦葺		◎屋根全体面積の10%を計上している。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		◎施工数量は、着手後の調査により監督員が承認し、確定した数量に基づき設計変更を行う。										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
3. 瓦屋根補強		◎既存瓦JIS A5208による試験に適合する粘土瓦(53形 いぶし瓦)と同等種とする。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
4. 補強材料		◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		◎建築物の瓦屋根に係る基準について、ガイドライン工法を踏まえて告示基準に適合する様に、再設置をすること。										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
		◎瓦の種類、部位、基準風速に応じた緊結方法を規定。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		平部:くぎ等で緊結 棟:ねじで緊結 軒・ケラバ:3本のくぎ等(くぎ又はねじ)で緊結										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
		◎瓦屋根は、告示で示す緊結方法又はこれと同等以上に耐力を有する方法でふくこと。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		ただし、平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りではない。										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
		◎瓦緊結用釘又はねじの材質はステンレス製で、頭部の形状は振動等で容易に抜けないものとする。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		◎補強に使用する釘、ねじ及びパッキン付ねじは、ステンレス製とする。										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
		なお、パッキン付ステンレスねじのパッキンは、耐亀裂性及び耐候性を有し、かつ、ねじを締めても頭部から飛び出さない材質及び形状のものとする。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
												・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
5章 外壁改修工事		◎当工事の積算上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
6章 塗装改修工事		◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること、また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
7章 ユニット・その他工事		◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による。										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
8章 環境配慮(グリーン)改修工事		◎モルタル塗仕上げ外壁										・上向、横向、下向 各3本/棟 引抜き強度はメーカー基準による。					
		◎モルタル塗仕上げ外壁										・改修用アルミ手摺(窓用)を新設する。(手摺詳細図参照)					
9章 屋根改修工事		◎アスベスト含有建材の処理工事															